

準備	書類名	入手先
☐	遺言書	お客様
☐	＜自筆証書遺言書保管制度により、法務局に原本が保管されている場合＞ 遺言書情報証明書	法務局
☐	＜自筆証書遺言の場合（遺言書情報証明書のご提出がある場合は不要）＞ 遺言書検認調書謄本（検認済証明書 および 検認済通知書でも可）	家庭裁判所
☐	被相続人の戸籍謄本等（死亡がわかるもの） ※遺言書に当組合貯金の受益相続人が特定されていない場合は <u>死亡および受益相続人が相続人であることが確認できるものを</u> 、遺言書に当組合貯金の受遺者が特定されていない場合は <u>出生から死亡まで連続のもの</u> をご提出ください。	市区町村役場
☐	または、法定相続情報一覧図の写し ※『法定相続情報一覧図の写し』の記載内容に異動がある場合は、異動内容を確認できる戸籍謄本などをご提出ください。	法務局
☐	受益相続人（遺贈の場合は受遺者）の印鑑証明書 （発行日から6ヶ月以内のもの）	市区町村役場
☐	被相続人の通帳、証書、キャッシュカード等	お客様
☐	実印 （貯金取引では、当組合とお取引のある方はお届け印でお手続きできる書類もあります。）	お客様
☐	当組合所定の相続手続依頼書	当組合支店窓口
☐	＜遺言書に当組合貯金の受益相続人（遺贈の場合は受遺者）が特定されていない場合＞ 相続人の戸籍謄本等 ※被相続人の戸籍謄本等だけでは相続人の確認ができない場合はご提出ください。	市区町村役場
☐	＜遺言書に当組合貯金の受益相続人（遺贈の場合は受遺者）が特定されていない場合＞ 遺産分割協議書	お客様

※記載の書類の他に、相続手続きの内容により、別途ご提出をお願いする場合がありますので予めご了承ください。